

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社テックジャパン	大阪府八尾市大字山畑369	令和3年9月8日 ～令和3年10月7日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社テックジャパンは、大阪府八尾市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に反して、営業所の専任技術者を本件工事の専任の主任技術者として配置したとして、令和3年6月9日、大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づき15日間の営業停止処分を受けたため。
藤村電業 株式会社	京都府京丹後市丹後町岩木477-4	令和3年12月17日 ～令和4年1月16日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	藤村電業 株式会社は、京都府中丹東土木事務所が公告した「国道173号道路維持管理工事」及び京都府山城北土木事務所が公告した「山城総合運動公園都市公園等災害復旧工事他」において、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年9月22日、京都府知事から同条第3項の規定により22日間の営業停止処分を受けたため。
大和ハウス工業 株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	令和4年1月26日 ～令和4年4月25日(3ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	大和ハウス工業 株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法同条第3項の規定に基づく22日間の営業停止処分を受けたため。
株式会社 大和興業	愛媛県西宇和郡伊方町湊浦875番地	令和4年2月15日 ～令和4年3月14日(1ヵ月)	別表第2第13号(建設業法違反行為)	株式会社 大和興業は、愛媛県発注の工事において、建設業法に基づき主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない専任技術者を受注工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項に該当するとして、令和3年12月22日、愛媛県知事より指示処分を受けたため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。